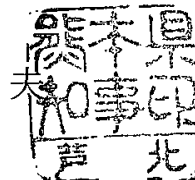


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 熊本県水俣市月浦54番地110
氏 名 株式会社吉永商会
代表取締役 吉永 美智代

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁



許可の年月日 平成27年10月16日
許可の有効年月日 平成32年 9月17日

1. 事業の範囲

事業区分	収集運搬業（積替及び保管を含まない）
取り扱う 特別管理 産業廃棄 物の種類	鋳さい（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）
	ばいじん（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）
	燃え殻（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）
	汚泥（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）
	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）
	廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）
	廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）
	感染性産業廃棄物 廃石綿等 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 無

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。 (裏面に続く)

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成12年 9月18日付けで新規許可
- (2) 平成17年 9月28日付けで更新許可
- (3) 平成19年11月15日付けの代表者変更届（旧：吉永 勝秀）により許可証書換
- (4) 平成22年10月25日付けで更新許可
- (5) 平成23年11月 7日付けの代表者変更届（旧：坂本 幸則）により許可証書換
- (6) 平成27年10月16日付けで更新許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「有」

特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	鉛 さ い	ば い じ ん	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	○	○	/	○	/	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	/	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	/	○	○
有機燐化合物	/	/	/	○	/	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	/	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	/	○	○
シアン化合物	/	/	/	○	/	○	○
トリクロロエチレン	/	/	/	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	/	/	/	○	○	○	○
ジクロロメタン	/	/	/	○	○	○	○
四塩化炭素	/	/	/	○	○	○	○
1, 2 - ジクロロエタン	/	/	/	○	○	○	○
1, 1 - ジクロロエチレン	/	/	/	○	○	○	○
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	/	/	/	○	○	○	○
1, 1, 1 - トリクロロエタン	/	/	/	○	○	○	○
1, 1, 2 - トリクロロエタン	/	/	/	○	○	○	○
1, 3 - ジクロロプロペン	/	/	/	○	○	○	○
チウラム	/	/	/	○	/	○	○
シマジン	/	/	/	○	/	○	○
チオベンカルブ	/	/	/	○	/	○	○
ベンゼン	/	/	/	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	○	/	○	○
1, 4 - ジオキサン	/	/	/	/	/	/	/
ダイオキシン類	/	/	/	/	/	/	/